

平成 28 年 9 月 20 日

各 位

株 式 会 社 北 都 銀 行

生命保険販売にかかる代理店手数料の開示等について
～お客さまの立場に立った資産運用コンサルティングの強化に向けた新たな取組み～

株式会社北都銀行（頭取 斉藤 永吉）は、保険募集に関する基本方針（保険募集指針）に則り、お客さまの立場に立った資産運用コンサルティングを実践するとともに、お客さまのお申し込みの判断にあたっては商品の内容やリスクについて十分にご理解いただくべく努めてまいりました。

今般、より適切な商品選択の実現と積極的な情報提供の観点から、生命保険販売にかかる代理店手数料をお客さま向けに開示することといたしましたのでお知らせします。

弊行は、今後も、お客さまのニーズにお応えする資産運用コンサルティングの強化と、より上質な金融情報サービスの提供に努めてまいります。

記

1. 生命保険代理店手数料のお客さまへの開示

平成 28 年 10 月より、弊行が生命保険会社から受領する生命保険（特定保険契約）(*1)の代理店手数料を自主的に開示いたします。

(*1)生命保険会社各社の同意を得られた商品を対象といたします。特定保険契約とは、金融商品取引法の行為規制の一部が準用される市場リスクを有する生命保険をいいます。具体的には、変額保険、変額年金保険、外貨建て保険などがこれにあたります。なお、代理店手数料は保険会社から販売代理店に支払われるものであり、お客さまから直接いただく費用ではございません。

2. 生命保険代理店手数料の受領方式の変更

平成 28 年 10 月より、弊行の代理店手数料の受領方式を変更いたします。生命保険契約時に代理店手数料を一括して受領する方式から、販売手数料(*2)と継続手数料(*3)に分けて受領する方式に、合意を得られた保険会社から順次変更してまいります。

(*2)販売手数料は、保険募集時の資産運用コンサルティング等の対価として、販売額に応じて受領する手数料です。

(*3)継続手数料は、保険契約後にお客さまのアフターフォロー等を継続的に実施する対価として、期間中の残高に応じて受領する手数料です。

以 上

《報道機関のお問合せ先》

経営企画部広報室（担当：市田）（内線 3811）